

公立学校情報機器整備事業に係る各種計画

令和7年3月

小樽市

【小樽市】
教育端末整備・更新計画

R6.10.1 時点(推計)数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	5,627	5,403	5,174	4,955	4,775
② 予備機を含む整備上限台数	6,471	6,213	8	0	0
③ 整備台数 (予備機を除く)	0	5,403	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	5,403	0	0	0
⑤ 累積更新台数	0%	100%	104%	109%	113%
⑥ 予備機整備台数	0	539	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	539	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	10%	0%	0%	0%
⑨ 整備台数計	0	5,942	0	0	0

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

●端末の整備・更新の考え方

- ・端末の整備及び更新については、令和7年度において全端末の更新を実施し、令和8年4月からの運用を予定。

●更新対象端末のリユース、リサイクル及び処分について

○対象端末 6,791 台

○処分方法

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託。

○端末のデータの消去方法

- ・処分事業者へ委託。

○スケジュール(予定)

- ・端末更新完了後(令和7年4月以降)セキュリティパッチ更新の期限となる令和11年6月までに、6,791台を廃棄。なお、利用可能な端末については、各学校の実態に応じて使用することを検討していく。

○その他特記事項

- ・事業者に対して、令和5年10月26日付け事務連絡「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分(再使用又は再資源化)等について」の趣旨を踏まえた対応についての協力を依頼する。

【小樽市】
ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数・総学校数に占める割合(%)

令和6年4月26日付文部科学省通知に基づく「当面の推奨帯域」において、必要なネットワーク速度が確保されている学校は28校となっている。この数は、総学校数に対する割合として約97%に相当する。

上記より、学校で推奨されるネットワーク速度については、概ね達成されていることが確認されている。

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

(1) ネットワークアセスメントによる課題特定

令和4年度に実施したネットワークアセスメントの結果、以下の課題が判明した。

- ・各学校の児童生徒数規模に対してネットワーク通信速度が不十分。
- ・校内のアクセスポイントの設定に改善の余地がある。

(2) ネットワークアセスメントを踏まえた改善

(1)での課題を基に、令和5年度には以下の対策を実施した。

① 回線契約の変更

通信の集中による速度低下を解消するため、接続方式をIPv6方式へ契約内容を見直し。

② アクセスポイントの調整

校内で均等に電波が行き届くよう設定の最適化を実施。

上記対策により、各学校における通信速度の不足は解消した。

なお、これまで示されていなかったが、令和6年4月26日付の文部科学省通知で示された「当面の推奨帯域」と比較した場合、市内の大規模校1校において推奨帯域を満たしていない状況が確認されているが、当該校においては現時点で通信不良等は確認されていない。

(3) 今後の改善スケジュール

現在、クラウド環境を活用した校務DXの推進に取り組んでおり、今後の児童生徒数の推移も含めたネットワーク環境の状況を注視していきながら、必要に応じて、ネットワークアセスメントの再実施や通信契約の見直しなど改善策を検討していく。

【小樽市】
校務 DX 計画

文部科学省「GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議提言」に基づく次世代の校務デジタル化に向け、文部科学省が公表した「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」に示されている、教育委員会及び学校が教育 DX を推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現するため、本市において、次に掲げる事項を重点的に推進する。

1. 校務系・学習系ネットワークの統合

現在、教育ネットワークは児童生徒の個人情報等を取り扱う「校務系」と児童生徒が教育活動で利用する「学習系」の二つに分離しているが、教職員の働きやすさの向上や教育活動の高度化を目指し、1台の教職員端末で二つの業務ができるようゼロトラストの考え方に基づくアクセス制御によるセキュリティ対策を十分に講じた上で、校務系と学習系ネットワークの統合を進める。

2. 校務支援システムのロケーションフリー化

現在、校務支援システムについては、専用回線を使用していることから、職員室でしか使用することができない状態となっている。教室をはじめ校内各所で業務を行う教職員にとっては場所の制約を受け、柔軟に校務を処理することができないことから、これを解消するため、インターネット回線を使用した校務支援システムのクラウド化とロケーションフリーで接続可能となるよう、環境整備を行う。

3. FAX・押印の原則廃止

令和5年12月に文部科学省が公表した「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」に基づく自己点検結果の報告によると、学校では一部でまだ FAX を利用しているほか、保護者・外部とのやりとりで押印・署名が必要な書類があるため、FAX・押印の原則廃止に向けて、関係団体や事業者等に対して、見直しについて協力を求めていく。

【小樽市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

本市においては、未来の創り手となる子どもたちに必要な資質能力の育成に向け、「主体的・対話的で深い学び」を実現させるための授業改善を進め、学習に対する意欲を一層高める指導の充実が大切であると考えている。

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和3年1月）等では、「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」が重要であり、1人1台端末等ICTの活用は、基盤的なツールとして必要不可欠なものとして位置づけられている。

このことを踏まえ、本市では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、1人1台端末とクラウドを活用した環境の中で、児童生徒が自ら学習活動を選択して学びを進めるとともに、友達の学び方を参考にしたり、共に解決に挑んだりするなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を相互に関連付けた学びを目指す。

2. GIGA第1期の総括

国のGIGAスクール構想を踏まえ、本市は、令和2年度に全児童生徒分の1人1台端末及び全小中学校における高速大容量の通信ネットワークを整備し、その後、学習場面に応じた、情報の収集・理解、整理・発信・共有及び個別の学びのツールとして1人1台端末の日常的な活用を図るとともに、長期休業中等の課題や家庭学習など、様々な場面で活用することで児童生徒の学習意欲の向上に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染等により、学校に登校することができない児童生徒や不登校傾向にある児童生徒等に対する健康観察や学びの保障としての、授業支援ソフトウェアやウェブ会議システムを活用したオンライン授業を段階的に進めており、現在は学級閉鎖等時においても実施することが浸透している。

また、ネットワークトラブル等の早期解決とポータルサイトを立ち上げ、教員の端末活用についての支援を行うとともに、教員向け研修会を行いICT活用に係る指導力向上を図った。

これらの取組の結果として、本市は、令和6年度に実施した全国学力・学習状況調査質問調査における使用頻度に関する項目では、「ほぼ毎日使用した」割合が全国と比べて高い数値を示すなど、ICTが児童生徒にとって「学びの道具」として定着しつつある。一方で、学校間や教員間で利活用に差が生じていることから、今後も児童生徒の学びの場面に応じた活用方法についての研修の機会を充実させるとともに、好事例を周知していくことで、教員の意識と指導力の向上を図る。

質問	R4本市	R5本市	R6本市
「5年生（中学校は「1、2年生」）までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度活用しましたか」 ⇒「ほぼ毎日」と回答	小学校	小学校	小学校
	21.3%	27.2%	53.9%
	中学校	中学校	中学校
	10.7%	15.1%	35.8%

※「全国学力・学習状況調査児童生徒質問調査」結果

3. 1人1台端末の利活用方策

本市では、令和7年度端末の更新を計画しており、各学校及び関係課が情報共有を図りながら更新作業を進めており、予備機も含めて端末を適切に更新し、1人1台端末環境を引き続き維持することとして、以下のように利活用していく。

(1) 1人1台端末の積極的な活用について

各学校の教員がICT活用の目的を理解し、1人1台端末を中心とした指導力向上を図ることができるよう、ICT活用に関する研修を実施する。また、学校からの相談対応等に係る体制を整備するとともに、教育委員会指導主事の学校訪問等による授業実践事例の収集・蓄積と情報提供を行う。

(2) 個別最適・協働的な学びの充実について

「個別最適な学び」を孤立させることなく、「協働的な学び」と一体的に充実させることが重要であり、1人1台端末は、これに欠くことができない基盤的ツールとなる。児童生徒が1人1台端末やクラウド環境を活用することで、他者の考え方を参照し、自分とは違う考え方について理解したり、自分の考えに自信が持つことができたりすることができるような学びをさせるため、「調べる」「発表・表現する」「やりとりする」という授業の各場面に応じた1人1台端末の効果的な活用事例の収集と情報提供を行う。

(3) 学びの保障について

子どもたちの多様化が進み、様々な課題を抱える児童生徒が増える中、学校教育において、誰一人取り残すことなく学びを保障することが大切である。不登校等やむを得ず学校に登校することができない児童生徒や別室登校児童生徒への対応については、希望に応じて、1人1台端末を活用し学習課題等を配信して自宅学習を促したり、授業配信を行ったりするなど、きめ細かな支援を行う。